

総務地域連携常任委員会（所管事項説明）資料
目 次

◎ 所管事項

【部長所管】

- 1 国土調査（地籍調査事業）の推進について・・・・・・・・・・ 1
- 2 川上ダム建設事業について・・・・・・・・・・ 3
- 3 木曾岬干拓地について・・・・・・・・・・ 5
- 4 大仏山地域の土地利用について・・・・・・・・・・ 9
- 5 公共交通について・・・・・・・・・・ 13
- 6 情報化の推進について・・・・・・・・・・ 17
- 7 「県と市町の地域づくり連携・協働協議会」の取組について・・・・・・・・ 21
- 8 県から市町への権限移譲について・・・・・・・・・・ 25
- 9 「美し国おこし・三重」の取組について・・・・・・・・・・ 27

【スポーツ推進局長所管】

- 10 地域スポーツの推進について・・・・・・・・・・ 35
- 11 競技スポーツの推進について・・・・・・・・・・ 37
- 12 第76回国民体育大会の開催準備について・・・・・・・・・・ 39
- 13 スポーツ施設の管理運営について・・・・・・・・・・ 41

【南部地域活性化局長所管】

- 14 南部地域の活性化について・・・・・・・・・・ 45
- 15 東紀州地域の活性化について・・・・・・・・・・ 49
- 16 過疎・離島地域の振興について・・・・・・・・・・ 51

○別冊資料

- （別冊1）三重県競技力向上対策基本方針（仮称）（案）
- （別冊2）三重県スポーツ施設整備計画

平成25年5月27日
地域連携部

1 国土調査（地籍調査事業）の推進について

1 現状

地籍調査事業を実施し、面積や形状等が現地と合致していない法務局備え付けの登記簿及び公図を正すことにより、土地取引の円滑化や土地資産の保全を図ることができます。また、東日本大震災では、被災後の迅速な復旧・復興に地籍の整備状況が大きく影響していますので、東海・東南海・南海地震等の発生が懸念されている中、地籍調査の必要性が更に増してきています。

県ではこれまで、地籍調査を未着手または休止している市町に対して、市町長等にその必要性や効果等を説明して調査を促すとともに、事業中の市町に対しては、事業主体である市町で構成する三重県国土調査推進協議会等の講習会等を通じて、更なる積極的な取組を働きかけてきました。

その結果、未着手市町は解消し、事業実施市町数は今年度から再開する1町を加えて24市町となりますが、県全体では非常に多くの調査を必要とする土地が残っている状況にあります。

2 課題

- (1) 5市町が、財政状況の悪化や行政ニーズの多様化等から十分な実施体制づくりができないといった理由で、地籍調査を休止しています。
- (2) 事業中の市町においても、同様の理由により事業の推進に必要な職員の確保が困難になっています。また、調査実施箇所の選定に際し、優先して取り組んでいる人口密集地区や住宅周辺部では、一筆ごとの土地の面積が小さいうえ、土地所有者等の権利意識が強いことから、調査の実施に多くの費用と時間を要しています。

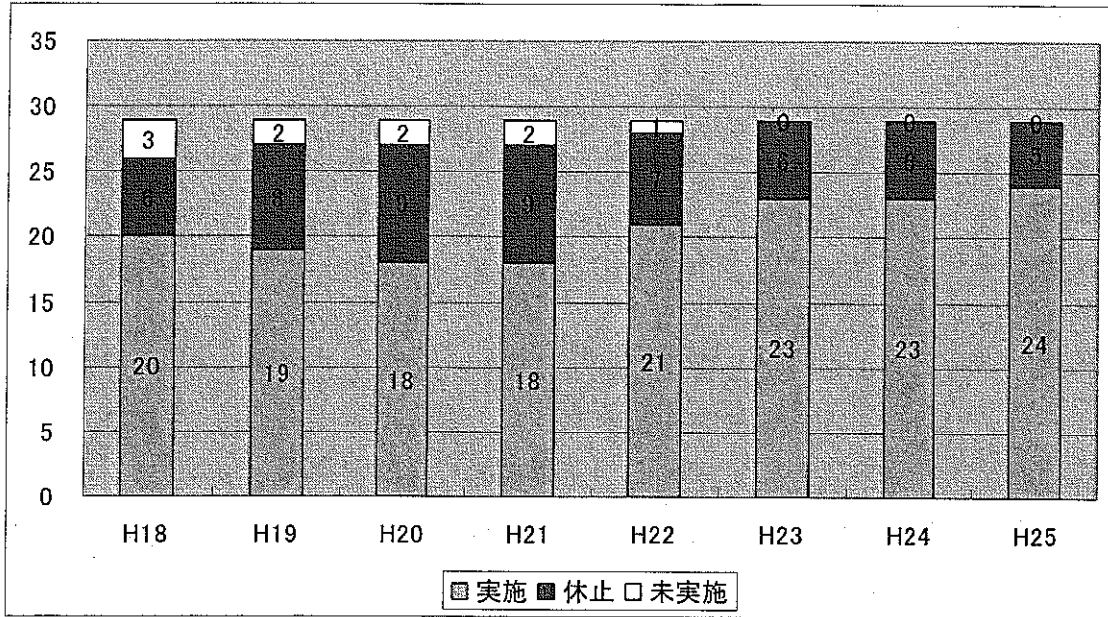
3 対応方針

- (1) 事業を休止している5市町に対して、市町長等に地籍調査の必要性や効果を説明するなどの取組を行います。
- (2) 事業中の市町に対して、積極的な事業推進に向けた働きかけを行うとともに、事業推進の課題や問題点等について、さらに踏み込んだ調査を行い、改善していきます。また、民間開発等による測量・調査成果を国土調査に反映する「地籍整備推進調査」や、国土交通省直轄事業である「境界基本調査」等の更なる活用を市町へ働きかけます。

市町の予算や人員確保を支援するため、今後も国に対して、地籍調査負担金の国庫補助割合の引き上げや人件費を国庫補助対象とする制度改正等について、他県市町と連携し東海ブロック国土調査推進連絡協議会を通じて要望します。

(参考)

地籍調査の実施市町数



2 川上ダム建設事業について

1 現状

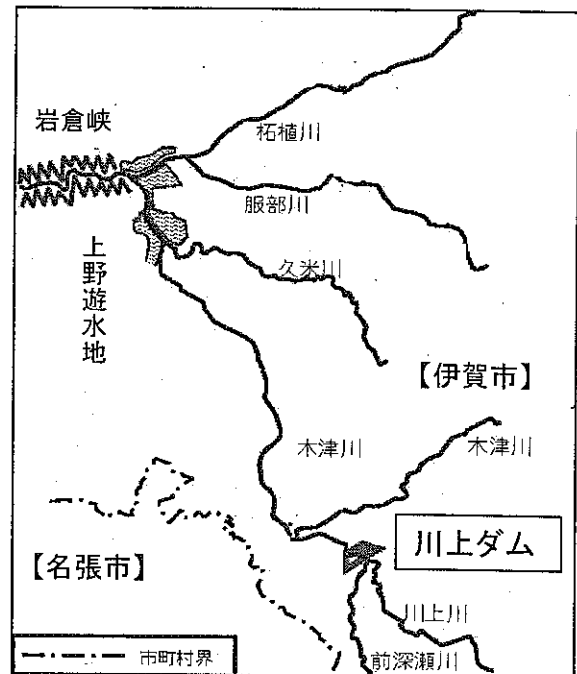
川上ダムは、独立行政法人水資源機構が伊賀市（旧青山町）地内の淀川水系前深瀬川に建設中の多目的ダムで、上野遊水地、河道掘削（木津川、服部川、柘植川）とあわせて、伊賀地域の浸水被害の軽減と、水道水源の確保のため推進してきた事業です。

完成予定は平成 27 年度、総事業費は約 1,180 億円となっており、平成 24 年度末までの事業費は約 613 億円、進捗率は約 52%となっています。

事業は昭和 56 年に着手し、これまでに家屋移転は完了、用地も約 97%を取得済みで、平成 23 年 1 月には、本体工事の準備工事である転流工工事が概成しており、現在、付替道路工事を実施しています。

一方、国の「できるだけダムにたよらない治水」への政策転換により、平成 22 年 9 月に示された基準に基づき、現在、国と水資源機構による川上ダムの検証作業が行われています。

また、伊賀市設置の「川上ダムに関する検証・検討委員会」から、現行の伊賀市水道事業基本計画の見直しを求める内容の上申書が、伊賀市長へ本年 4 月に提出されました。これを受け市長は、市民への説明会を行った上で、水道計画の見直しについて判断をしております。



2 課題

国と水資源機構の検証を終えるまで、新たな段階となる本体工事に進まないこととなっているため、治水・利水効果の発現の遅れ、工期の延伸に伴う費用の増大が懸念されています。

また、上申書を受けての伊賀市の判断の時期と結果によっては、伊賀市の利水参画を前提として進められている国と水資源機構の検証への影響が懸念されます。

3 対応方針

伊賀地域の治水安全度向上のため、検証を速やかに実施し、早期に川上ダムを完成するよう、国、水資源機構に働きかけるとともに、今後の伊賀市の対応について、注視してまいります。

3 木曾岬干拓地について

1 現 状

木曾岬干拓地の土地利用については、国との売買契約に基づく当面の土地利用計画に沿った利用を進めるとともに、干拓地の将来の活用策についても検討を行うこととしています。

当面の土地利用計画を進めるため、伊勢湾岸自動車道を挟んだ干拓地の北部約174ha（三重県：約145ha、愛知県：約29ha）について、平成17年度までに環境影響評価を実施し、「建設発生土ストックヤード」（平成18年度）や「わんぱく原っぱ」（第1期：平成25年5月）の供用を開始するとともに、「新エネルギーランド」へのメガソーラー事業の誘致を図りました。

なお、環境影響評価に基づく環境保全措置として、平成18年度から22年度にかけて、希少種の猛禽類「チュウヒ（絶滅危惧ⅠB類）」等の保全区（57ha）を干拓地の南端（自然体験広場）で整備しました。

干拓地の将来の活用策については、都市的土地利用の検討に向けた基礎的調査として、堤防の安全性確認調査、地質調査、立地可能な業種に係る調査等を行ってきました。また、地元等から早期の都市的土地利用に期待する強い思いがあることから、平成24年11月、県及び関係市町で構成する「木曾岬干拓地土地利用検討協議会」を設立し、実施した調査等も踏まえて干拓地の今後の土地利用について市町とともに検討を進めているところです。

2 課 題

干拓地の土地利用は、北から順に整備を進めており、今後、新エネルギーランド以南の土地利用を図っていくためには、当面の土地利用計画を再確認したうえで、環境影響評価を行う必要があります。

また、干拓地は都市的土地利用を図るうえで、名古屋大都市圏に属するという恵まれた立地条件にありますが、一方では、深くて軟弱な地盤状況や脆弱な堤防といった不利な条件なども有しており、立地可能な業種の制約等があるので、これらを踏まえて土地利用の検討を行う必要があります。

3 今後の対応

当面の土地利用計画に基づき、わんぱく原っぱの未供用区域（第2期）の造成工事を引き続き進めるとともに、メガソーラー事業については、設置運営事業者が事業進捗を図りますが、それに伴う様々な調整を行っていきます。

また、干拓地の将来も含めた全体の土地利用については、「木曾岬干拓地土地利用検討協議会」を中心に地元市町とともに議論を重ね、平成25年度には土地利用の方向性を定め、平成26年度には土地利用計画を策定したいと考えています。

(参考)

5月13日 木曾岬干拓地メガソーラー設置運営事業基本協定締結

木曾岬干拓地メガソーラー設置運営事業に関する基本協定（概要）

1 木曾岬干拓地メガソーラー設置運営事業について

木曾岬干拓地メガソーラー設置運営事業は、民間活力導入による電力の安定供給という地域からの貢献と、木曾岬干拓地の有効活用との二つの効果を期待した事業です。

2 基本協定締結の意義

メガソーラー設置運営事業を行う民間事業者を企画提案コンペにより募集し、平成24年11月に総合商社の丸紅株式会社（東京都千代田区）を最優秀提案者として決定しました。

これまで丸紅株式会社は、経済産業省への設備認定手続きや、電力事業者との系統連系の協議を進め、これらの手続きが整いましたので、県と丸紅株式会社との間で、「丸紅株式会社を本事業の事業者であることを確認するとともに、丸紅株式会社が後日設立する特別目的会社による本事業の運営と、干拓地土地の賃貸借契約に向けた基本的な考え方を確認するため」基本協定を取り交わすものです。

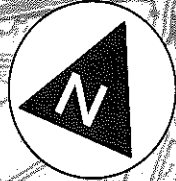
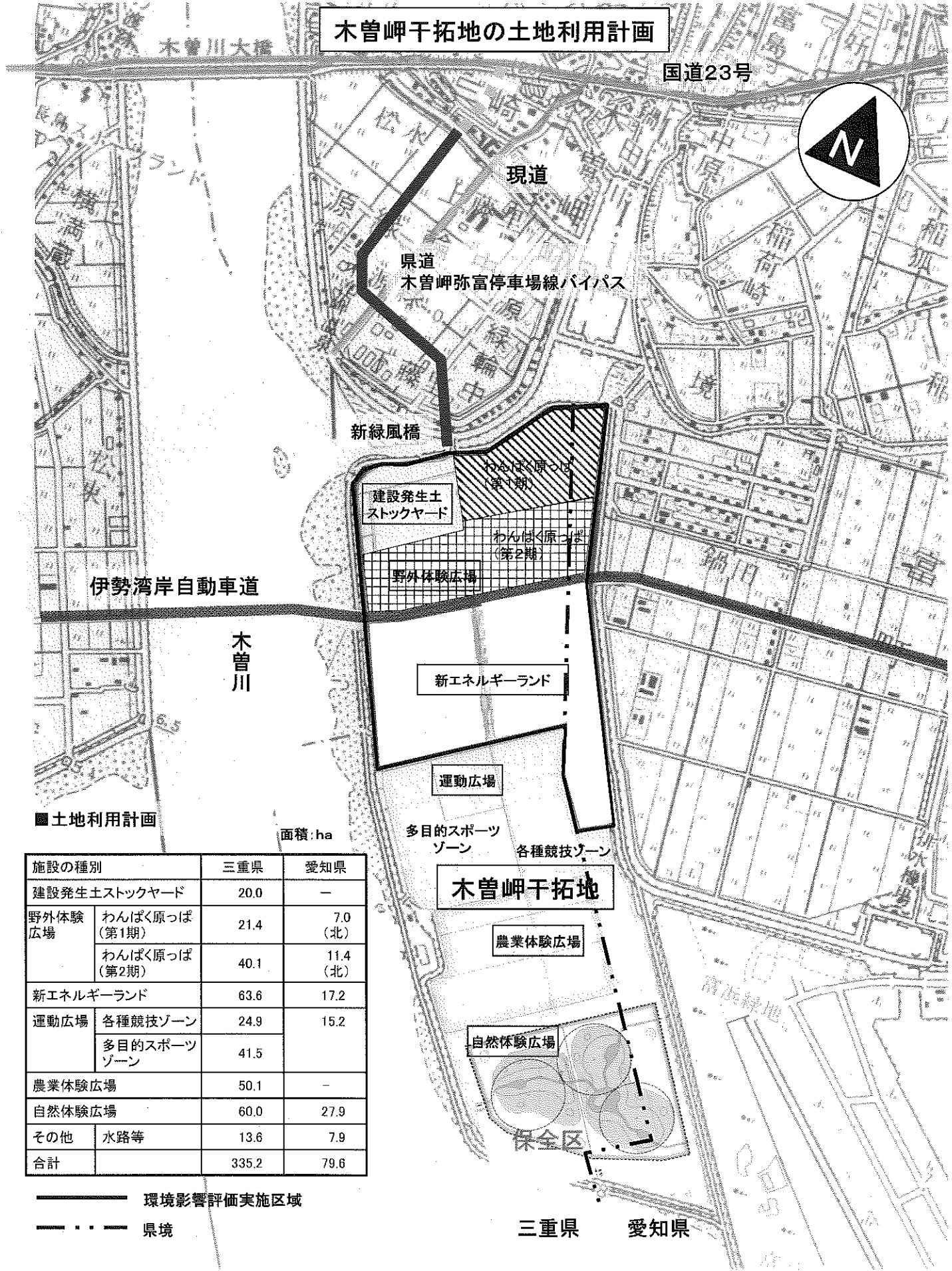
3 主な基本協定事項

- (1) 丸紅株式会社が本事業の事業者であることの確認
- (2) 丸紅株式会社が特別目的会社を後日設立する予定の確認
- (3) 事業内容についてその時期や発電量などの予定を明記

想定最大出力	49MW（予定）
想定年間発電量	5,200万kWh／年（予定）
着工時期	平成25年7月（予定）
完成時期	平成26年12月（予定）
発電事業開始時期	平成27年1月（予定）
発電事業終了時期	平成46年12月（予定）

- (4) 丸紅株式会社と特別目的会社とが、三重県や地元自治体と協議しながら、産業振興、環境教育、地元貢献等の地域活性化に資する取組を進めることの確認
- (5) 三重県と特別目的会社とで後日締結する土地賃貸借契約の予定の確認
- (6) 本事業運営が周辺地域の環境保全措置を講じながら行われることの確認
- (7) 丸紅株式会社と特別目的会社とが地域との協調に努めながら本事業を実施することの確認

木曾岬干拓地の土地利用計画



■土地利用計画

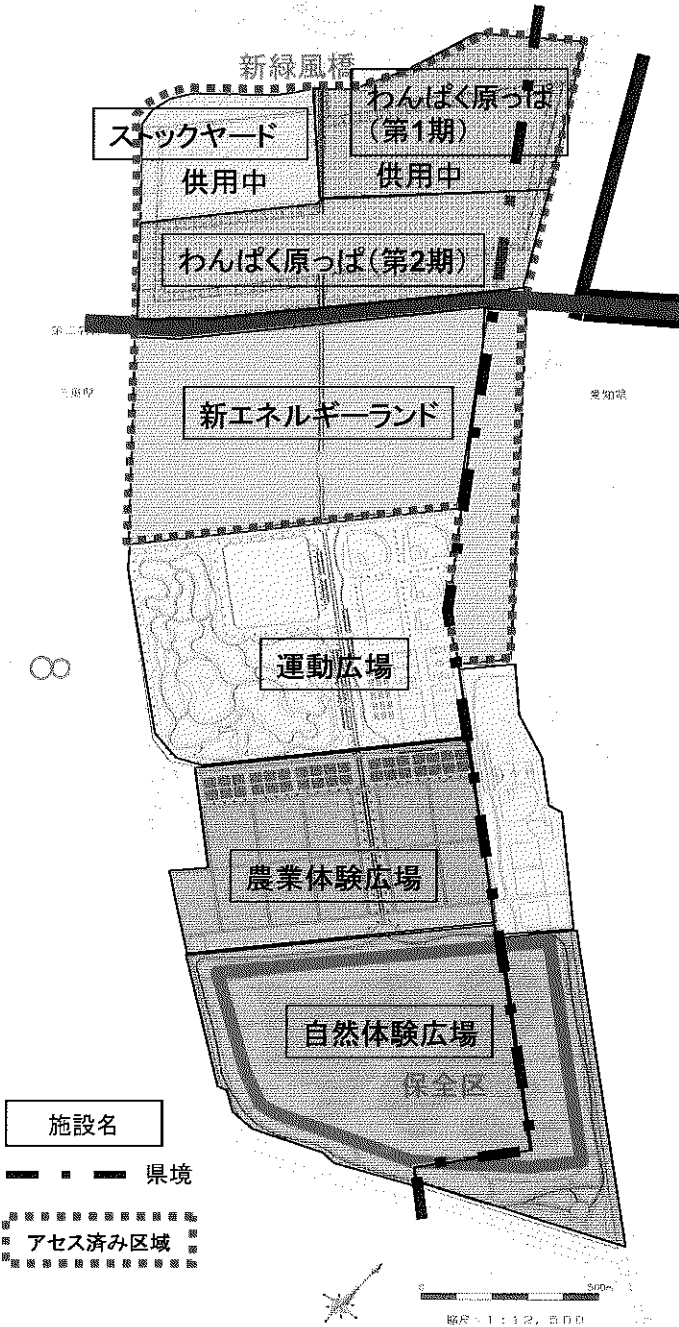
面積: ha

施設の種別		三重県	愛知県
建設発生土ストックヤード		20.0	—
野外体験広場	わんぱく原っぱ(第1期)	21.4	7.0(北)
	わんぱく原っぱ(第2期)	40.1	11.4(北)
新エネルギーランド		63.6	17.2
運動広場	各種競技ゾーン	24.9	15.2
	多目的スポーツゾーン	41.5	
農業体験広場		50.1	—
自然体験広場		60.0	27.9
その他	水路等	13.6	7.9
合計		335.2	79.6

- 環境影響評価実施区域
- - - 県境

三重県 愛知県

■木曾岬干拓地の土地利用スケジュール



工事完了期日

年度	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	
整備年次																					

供用期間	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	

公共施設の用に供する期日

4 大仏山地域の土地利用について

1 現 状

昭和40年代に、中南勢地域総合開発構想における住宅政策として位置づけられた大仏山地域の土地のうち、現在約52haが未利用地となっています。地元市町や庁内関係各課と長い間検討を重ね、平成21年1月に「ゼロベースで土地利用を見直す」ことで関係市町と同意を得ました。このため、副知事、地元3市町長等で構成する「大仏山地域土地利用検討協議会」（以下「協議会」という。）を平成21年3月に設立し、大仏山地域の新たな土地利用について検討を進めています。

協議会では、まず、土地利用の方向を

- ・ 「現状の自然環境を生かし、地域の多様な主体の連携による、里山の保全・活用や自然を楽しむ空間としての利用」
- ・ 「隣接する県営大仏山公園、伊勢市大仏山公園スポーツセンターと連携し、自然を生かした健康づくりの空間としての利用」

と定め、目的別のゾーニングの検討を行うとともに、周辺集落、活動団体・関係団体へのヒアリング調査や一般住民アンケートをもとに、多様な主体の参画や土地利用者等の需要予測について検討を行い、行政だけでなく、地域住民、市民団体等多様な主体と連携を図り、持続可能な管理・規模で里山の保全・活用を進めていくための検討を行いました。

24年度は、里山として保全・活用を図るうえで、必要となる散策路等最小限の基盤整備の検討とその概算事業費の算出を行うとともに、大仏山地域周辺で活動を行っている市民団体に対して、散策路の利用や今後の関わり方の観点からヒアリング調査を実施しました。

また、協議会からの意見を受け、東日本大震災を踏まえ大仏山地域を防災の観点から活用するという点については、周辺集落からの高台への避難路として散策路を活用していくこととしています。

2 課 題

- ・ 多様な主体と連携した里山の保全・活用を図るための枠組みづくり
- ・ 協議会で構成市町から求められている今後の工程表の作成
- ・ 県土地開発公社所有地の県有地化

3 今後の対応

協議会を通じ、里山としての保全・活用を図るうえでの枠組みや実施体制等の検討を行い、土地利用の具体化に向けて土地利用構想を策定します。

大仏山地域土地利用図

土地開発公社等所有地 22ha F

自然探索ゾーン(予定地)14ha C
地域連携部所管

林間アスレチックゾーン(予定地)16ha B
地域連携部所管

伊勢市大仏山公園
スポーツセンター D
11ha
平成7年供用開始

県営大仏山公園20ha E
平成17年供用開始

県営大仏山公園11ha A
(運動施設ゾーン)
平成2年供用開始

大仏山地域の土地利用検討にかかる里山保全・活用調査概要

1. 現況と課題

社会的環境	<ul style="list-style-type: none"> かつては地域の里山として利用(薪炭、茸狩りなど) 一般:公園利用(年間約21万人) 地域団体:周辺で里山保全、自然観察等を活動
植生	<ul style="list-style-type: none"> 多様な植生(コナラ、アカマツ、ハンノキ、竹林、ため池、裸地) 森林管理が行届かない⇒里山林の荒廃、雑草木の繁茂
地形	<ul style="list-style-type: none"> 標高50m、急傾斜地も多い(南側、東側) 周辺地域の高台
地域資源・景観	<ul style="list-style-type: none"> 歴史や自然資源、眺望や水辺などの特徴的な景観 ⇒新池周辺、北側エリアに比較的集積
アクセス	<ul style="list-style-type: none"> 里道など既存散策路が多数あり、山中へのアクセス可 雑草木の繁茂⇒通行困難箇所も多く、容易に入れない

現況を踏まえ土地利用を大きく2つに区分

短期での利活用が可能

- 自然を学ぶ・守る空間
- 自然を守る空間
- 憩い・健康づくりの空間

短期での利活用が困難

- ・利活用を進める中でニーズに応じて、中長期的な観点で利活用を図る。

- ・散策路など人が利活用しやすい基盤づくり
- ・地域の多様な主体の参画手法、運営の枠組み

2. 地域ニーズの把握

◆地域団体ヒアリング(6団体)

散策路のあり方

- ・自然に配慮した整備と利用(下刈り程度の簡易な整備、利用頻度を分けたルート設定、ルート以外への進入を避ける、など)
- ・散策以外の目的を設定(特徴的な場所をつなぐ、など)
- ・散策路の沿道の見通し確保
- ・公園管理道路への歩道設置
- ・休憩施設、駐車場、トイレなど付帯施設の設置

利活用・運営・維持管理

- ・地域へ周知するためのイベントの実施
- ・利用の際の共通の目標やルールの設定
- ・運営協議会などの定期的な会合の場の設置
- ・独自の里山グループの設立、既存団体間の連携
- ・地域主体での維持管理の実施

3. 持続可能な整備・管理手法の検討

基本的考え方

- 既存散策路を活用し、人の利用が可能となる基盤(散策路)を整備
- 適切な維持管理を継続的に実施し、持続可能な利活用につなげる
- 地域の多様な主体の利活用を、散策路を起点に全体に広げる

土地利用のあり方

- 「短期で利活用が可能」なエリア内を整備
- 歩く楽しみ、公園との連携など様々な目的に対応したルート設定
- 自然配慮、維持管理負担を考慮し、必要最小限の整備
- 通行性、安全性をできるかぎり確保、災害時の避難利用も念頭

ルート設定

- ①新池ルート
- ②シゲ池ルート
- ③集落(明和町側)からのアクセスルート

主な整備内容

- ・最低幅員の確保(1.5m程度)
- ・沿道の除伐、下草刈り(見通し確保)
- ・路面(徐伐、下草刈、整地)、ルート明示
- ・危険箇所対策(階段、すり、柵、歩道)
- ・付帯施設(サイン、休憩施設、駐車場)

費用・経費の概算・算定

- 総事業費(散策路・駐車場整備、測量・設計)＝約2億円
- 維持管理費＝約500万円/年

4. 多様な主体の参画・役割分担の検討

考えられる参画手法

- 【計画・整備段階】検討会の設置、団体への委託整備、イベントでの参加型整備、企業支援
- 【運営・維持管理段階】運営協議会の設置、人材育成、グループ設立、地域団体によるイベント、専門家等との連携、会員制度、地域団体へ委託・協定、ボランティア登録、体験イベント

運営・維持管理のあり方

- ・直営/指定管理方式
- ・認定制度・協定方式・・・団体を運営主体として認定、協定締結
- ・育成型・・・計画段階から人材を育成・組織化し、運営主体とする
- ・企業の森方式・・・企業が借り受けて運営

◆今後の検討課題

- 関係機関との調整、多様な主体との連携手法の検討、散策路整備の詳細検討、地域へのPR
- 運営、維持管理の枠組みの検討

土地利用(素案)

1. 基本的な考え方

現状の自然を生かした利用

- ◇地域の多様な主体の連携による、里山保全・活用や自然を親しむ空間
- ◇隣接する公園と連携し、自然を生かした健康づくりの空間

2. 土地利用の方向性

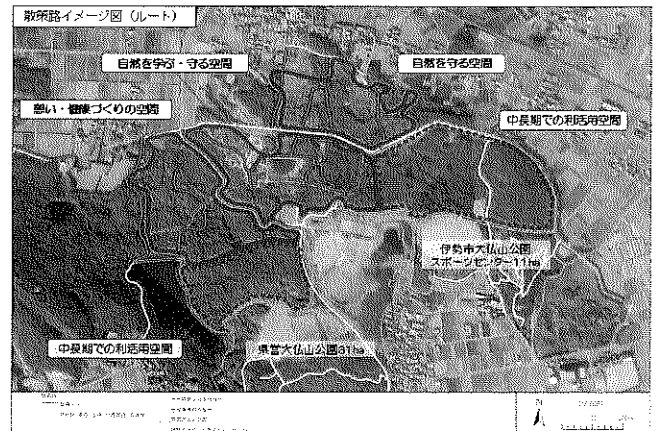
ゾーニング

方向性

- | | |
|-------------|---|
| 自然を学ぶ・守る空間 | <ul style="list-style-type: none"> ・水辺空間など多彩な自然環境の保全・整備を行い、生物多様性を高める。 ・里山の自然に触れ、体感その大切さを学ぶ。 |
| 自然を守る空間 | <ul style="list-style-type: none"> ・利用しやすい立地を活かし、適切な森林作業を実施し、里山の多様な植生の保全を図る。 |
| 憩い・健康づくりの空間 | <ul style="list-style-type: none"> ・森の中でくつろぎ、身近な自然とふれあい憩う。 ・自然観察や運動を通して、里山の自然に親しむ。 |

3. 土地利用の進め方

- ①誰もが利用しやすい環境をつくるため、散策路を整備する
- ②散策路整備は自然と維持管理のバランスを考え、既存の里道等を活用した最小限の整備とする。
- ③散策路を起点に、地域の多様な主体の参画を得て、利活用を進める。
- ④地域の多様な主体の連携のもと、継続的な運営・維持管理を行い、持続可能な土地利用を進める。



5 公共交通について

1 三重県総合交通ビジョン（仮称）の策定について

「みえ県民力ビジョン」の基本理念である「県民力でめざす「幸福実感日本一」の三重」をめざし、関係者（県民、事業者・団体等、行政）との協創による、本県の交通に関する中長期（概ね20年程度）の方向性を示すものとし、

策定期間は平成25～26年度の2ヶ年とし、県民や有識者等から幅広く意見を聴取しながら、検討を進めていきます。

【策定スケジュール案】

● 平成25年度

- ・ 有識者等懇話会（7月、11月、2月）
- ・ 庁内検討会議（7月、11月、2月）
- ・ 県民アンケート（10月）
- ・ 基本方針案公表（3月）

● 平成26年度

- ・ 有識者等懇話会（7月、11月）
- ・ 庁内検討会議（7月、11月）
- ・ 中間案公表（9月）
- ・ パブリックコメント（10月）
- ・ 最終案公表（3月）

2 リニア中央新幹線について

リニア中央新幹線は、昭和48年11月に全国新幹線鉄道整備法の規定に基づき、「建設を開始すべき新幹線鉄道の路線」として基本計画決定された新幹線鉄道です。

国は、平成23年5月に東海旅客鉄道株式会社（以下「JR東海」）を営業主体及び建設主体に指名し、同月、整備計画を決定のうえ、同社に対し建設指示を行いました。これを受け、JR東海は、東京・大阪間のうち名古屋までの区間において、概略ルート及び駅の概略位置等を公表し、環境影響評価の手続きに着手しました。

本県としては、関係市町等で構成する「リニア中央新幹線建設促進三重県期成同盟会（会長：三重県知事）」、沿線9都府県で構成する「リニア中央新幹線建設促進期成同盟会（会長：愛知県知事）」、奈良県の期成同盟会と三重県並びに奈良県の経済団体と連携し、東京・大阪間の全線同時開業や県内の概略ルート及び駅位置の早期公表に向け、国やJR東海等に対して働きかけをしています。

【参考：整備計画等の概要】

- 1 整備計画（平成 23 年 5 月 26 日決定）
 - ・ 区間：東京都・大阪市
 - ・ 走行方式：超電導磁気浮上方式
 - ・ 最高設計速度：505 キロメートル/時
 - ・ 建設費用概算額（車両費含む）：9 兆 3 百億円
 - ・ 主要な経過地：甲府市附近、赤石山脈（南アルプス）中南部、
名古屋市附近、奈良市附近
- 2 中間駅（東京・名古屋間）の概略位置（平成 23 年 6 月及び 8 月公表）
 - ・ 神奈川県：相模原市内 ・ 山梨県：峡中地域（甲府盆地南部）
 - ・ 岐阜県：中津川市西部 ・ 長野県：天竜川右岸平地部
- 3 今後の予定（JR 東海による計画）
 - ・ 工事の認可及び着工 ：平成 26 年度
 - ・ 開業 東京－名古屋間：平成 39（2027）年
名古屋－大阪間：平成 57（2045）年

3 生活交通対策について

(1) バス交通対策について

市町や事業者との議論を踏まえ、市町との適切な役割分担のもと、県は複数市町をまたぐ「地域間バス」の、市町は日常生活の移動ニーズに対応した「地域内バス」の、路線維持を図っています。

今後も、生活交通のネットワーク化を進めるため、国の制度を活用し、限られた財源を有効に活かして「地域間バス」を充実させていきます。

また、市町の「地域内バス」が国の補助対象となるよう、県は市町に対して助言や情報提供を行っていきます。

(2) 鉄道：近鉄内部・八王子線の状況について

近鉄内部・八王子線については、平成 24 年 1 月に近鉄から恒常的な赤字や老朽化する車両の更新等により、「車両更新費に対する補助や運営費補助が無ければ事業継続が困難である。」と四日市市に申し入れがされました。

近鉄は、バス高速輸送システム（BRT）による輸送の継続か、鉄道として存続する場合は、公有民営方式（土地や鉄道施設を公が保有・維持管理を行い、運行・運営を民間事業者にまかせる方式）による存続を提案し、平成 25 年の夏頃を目途に基本的な方向性を打ち出すことを求めています。

四日市市と近鉄は協議をし、市議会でも「総合交通政策調査特別委員会」で

議論がされ、鉄道による存続を求める内容の報告書がまとめられました。

今後は、費用対効果や財政的な負担を考慮したうえで基本的な方向性が検討される見込みです。

(3) 鉄道：JR名松線の復旧対策について

全区間（松阪駅～伊勢奥津駅／全15駅・43.5km）のうち、松阪駅～家城駅間（25.8km）は列車運行していますが、家城駅～伊勢奥津駅間（17.7km）は現在も代行バスによる運行がされています。

県、津市、JR東海は、平成23年5月20日付けで、「県は治山事業、津市は水路整備事業、JR東海は県・津市の対策工事の完了に合わせ、鉄道施設復旧工事を完了し、名松線の運行を再開する」、三者協定を締結し、これに基づき現在、県・津市は復旧対策工事を行っています。

県、津市の復旧対策工事が概ね順調に進んでいることから、JR東海は、本年5月30日から名松線復旧工事に着手すると発表（5月15日）しました。

引き続き、鉄道の運行再開に向け、JR東海、津市と連携を密に取り組んでいきます。また、運行再開後の利用促進についても、津市と連携し検討していきます。

6 情報化の推進について

1 情報化の取組について

国のIT戦略は、基盤整備から利活用へと移行し、「新たな情報通信技術戦略（平成22年5月公表）」において国民主役の「デジタル安心・活力社会」の実現をめざしています。

本県では、「三重県IT利活用の基本方針」を策定し、県政の推進にIT（情報通信技術）を活用することで行政サービスの向上や行政運営の効率化に取り組むとともに、地域の情報格差の解消など、誰もが安心して安全に、かつ容易に使えるIT利活用の環境整備に取り組んでいます。

また、県と市町と共同整備した共有デジタル地図の共同更新や、市町の自治体クラウド*導入支援など、三重県電子自治体推進連絡協議会等で市町とともに、より効率的な情報システムの活用に向けた検討に取り組んでいます。

※自治体クラウド：市町村の業務システムの共同化、標準化を推進し、クラウドコンピューティングを活用することにより、市町村のITコストを削減しようと国が推進している。

2 本県の情報システムの現状

(1) IT投資管理とシステムの適正化

平成18年度に「情報システム審査委員会」を設置して、これまで情報システム調達経費の予算要求前および契約前の支援・審査を行っているほか、システム調達担当者の効率的な事務処理を支援するための「調達ガイドライン」の整備や、職員研修、監査、脆弱性診断等の実施による情報セキュリティ対策に取り組んできました。

また、平成21年度に、重複投資の抑制やセキュリティ対策の向上、職員の業務負荷の軽減を図るため、統合サーバをはじめとする共通機能基盤を構築し運用を行っていますが、今後さらなる利用促進を図っていくため、今年度に統合サーバの増設を行う予定です。

今後も、平成24年度から運用を開始した情報システム評価（事後評価）制度の定着化を図ることにより、情報システムの企画、構築から運用、評価に至るIT投資のPDCAサイクル全体を見通した全庁的なIT投資管理体制を確立するとともに、継続的な改善を進めていきます。

(2) 平成 24 年度における情報システムの状況

① 情報システムの現状

三重県で運用を行っているシステムのうち、平成 24 年度に予算を執行したシステムは、知事部局、教育委員会、警察本部、企業庁、病院事業庁等を合わせ、全体で 183 システムでした。

平成 24 年度に再構築等を行った主なシステムは、「博物館情報システム」、「公共事業情報統合データベース」等があります。

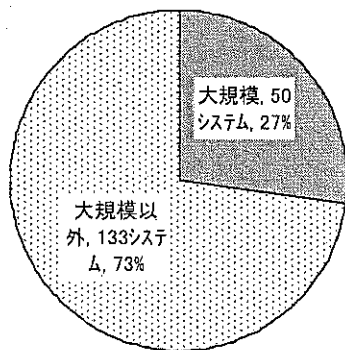
② 情報システムの契約の状況

平成 24 年度における県全体の情報システムの予算額は約 36 億 5 千万円で、契約額の総額は約 31 億 8 千万円でした。そのうち大規模システム※が約 28 億 4 百万円で全体の約 88% を占めています。

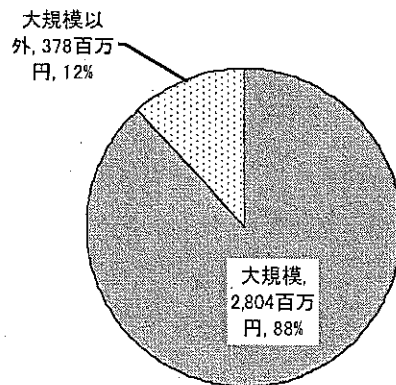
大規模システムの経費のうち、システム開発やコンピュータの購入費等、初期投資に必要なイニシャルコストは約 4 億 2 百万円であり、システム保守やコンピュータのリース費用、回線使用料等、経常的に必要なランニングコストは、約 24 億 2 百万円でした。全体の経費のうち、ランニングコストの占める割合は約 86% となっています。

※大規模システム：共通機能基盤及び 5 年間の経費（将来見込みを含む。）が 1 億円以上のシステムを大規模システムとしています。（平成 24 年度決算では 50 システムが該当）

システム数の割合（平成24年度）

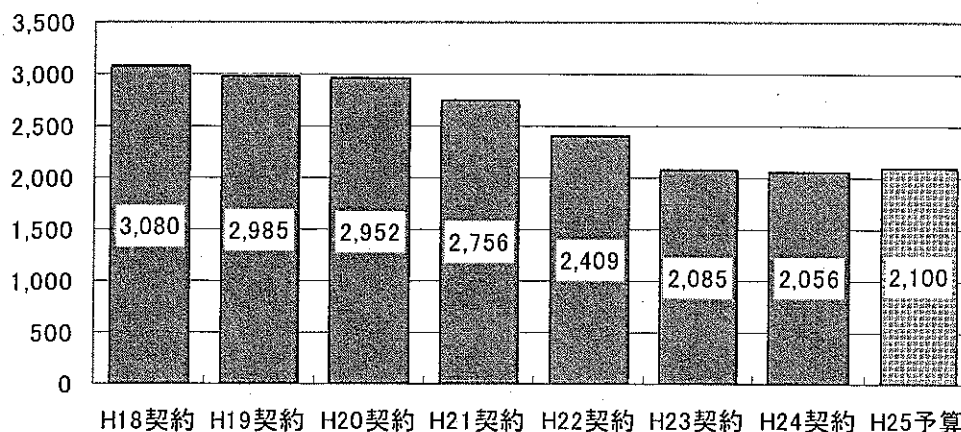


契約額の割合（平成24年度）



また、大規模システムのうち、平成 18 年度の情報システム審査委員会設置以降、運用を続けている 37 システムのランニングコスト(保守・運用経費)を比較すると、毎年、順調に減少しており、契約額では平成 24 年度においても、前年度と比較して約 2 千 9 百万円(約 1.4%)、平成 18 年度と比較すると約 10 億 2 千 4 百万円(約 33.2%) 減少しています。

比較可能な大規模システム(37システム)のランニングコストの推移 (単位:百万円)



3 全庁的な基盤システムの運用について

行政サービスや行政情報の効果的な提供、行政運営の効率化を図るため、情報システムの安定運用・利用促進に取り組みます。

また、その基盤となる県情報ネットワークについては、安定稼働を行う必要があるため、必要な機器の更新を行うことなどにより安定した運用に努めていきます。

(1) 県民サービスの充実

- ① 「電子申請・届出システム」では、インターネットを利用して県の行政手続ができ、手続きの軽減と効率化が図られています。

※ 電子申請・届出システム利活用件数(平成 24 年度): 176,272 件

- ② 「GIS (地理情報システム)」では、地図情報を自由に編集できる簡易型GISを無料公開し、様々な地図情報を提供しています。

※ M-GISダウンロード件数(平成 24 年度): 20,433 件

(2) 行政の業務効率化

- ① 一人一台パソコンを配備することにより、職員間で情報共有を行うなど、業務の効率化を図っています。

なお、平成 25 年度の更新パソコン台数は、516 台を予定しています。

また、平成 26 年 4 月にウィンドウズ XP などのサポートが終了することから、本年度は、現在これらを使用していて更新予定のないパソコンについてもバージョンアップ等を行う予定です。

- ② 電子メールやグループウェア、簡易 WEB データベースシステム等、様々なシステムを導入し、情報共有や事務効率化を図っています。

※ グループウェア 月平均アクセス件数(平成 24 年度): 約 172 万件

- ③ 「総合文書管理システム」では、行政文書の起案、保存、情報公開、廃棄に至るまでの全般を電子化し、県内部の総合的な情報管理をしています。

※ 総合文書管理システム利用件数(平成 24 年度): 約 62 万件

※ ホームページでの文書件名公開件数

(平成 14 年度から平成 24 年度末までに登録された文書で廃棄期限を迎えていないもの): 約 365 万件